

令和7年10月24日

旭川開発建設部

旭川開発建設部総合評価審査委員会の審議概要について

～第40回総合評価審査委員会を開催しました～

令和7年9月10日（水）に開催された「第40回旭川開発建設部総合評価審査委員会」の審議概要について、別紙のとおりお知らせします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

技術管理課 課長 伊藤 光明 （0166-32-3897）

技術管理課 上席技術専門官 佐竹 達也 （0166-32-4649）

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式X（旧Twitter）アカウント @mlit_hkd_as



第40回旭川開発建設部総合評価審査委員会 審議概要

開催日及び場所	令和7年9月10日（水） 旭川開発建設部 入札執行室		
委員	○長澤 徹明 （北海道大学名誉教授） 北島 滋 （東海大学名誉教授） 今 尚之 （北海道教育大学准教授） 江口 尚文 （旭川市立大学教授） （○印は委員長）		
議 事			
1. 総合評価落札方式の実施結果について ① 石狩川砂防事業の内 白川第1号堰堤外工事 ② 旭川十勝道路 中富良野町外 福原改良工事 ③ 鳥沼宇文地区 北6号用水路東5線工区工事			
2. 建設コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施結果について ④ 石狩川上流・天塩川上流 環境整備事業推進方策検討業務			
委員からの意見・質問、それに対する回答等			
意 見・質 問		回 答	
1. 総合評価落札方式の実施結果について 抽出された工事3件、業務1件について概要説明及び審議を行った。（以下、応札者の提案又はその評価に係わる内容は機密保持の観点から記載しておりません） ① 石狩川砂防事業の内 白川第1号堰堤外工事 ・1項目目の白川工区の現場条件を勘案したコンクリートの品質確保に関わる留意事項で、参加者によっては、記載内容が複数あり、充実しているように思われるが、評価はどのように行っているのか。 ・河川・道路部門に関しては、NETIS登録技術の活用を評価対象としていないのはなぜか。 ・2項目目の層雲峡工区の現場条件を勘案した施工時の安全対策に関する留意事項で、参加者により着目する内容が異なっているが、評価はどのように行っているのか。		・複数の記載については、公平性に配慮し1項目目の記載を評価することとし、2項目目以降の記載は評価しないこととしている。 ・河川・道路部門については、NETIS登録技術も含めた新技術の活用を義務化しているため、総合評価での評価対象とはしていない。 ・着目している内容が異なっていたとしても現場条件を勘案した課題の抽出及び、取組内容とその効果が、安全対策として認められる記載があれば評価している。	

② 旭川十勝道路 中富良野町外 福原改良工事

- ・留意事項の配点が、先の審議案件より高得点となっているが、どのような考え方になっているのか。

- ・企業の配点が低くなっているのはなぜか。

- ・施工計画を重視した留意事項の評価はどのように行っているのか。

③ 鳥沼宇文地区 北6号用水路東5線工区工事

- ・技術者の評価項目に過去10カ年度の工事成績及び過去4年度の表彰実績が含まれていないのは何故か。

- ・2番社と4番社の施工体制の評価が0点であり無効（低入札）となっているのは何故か。

2. 建設コンサルタント業務における簡易公募型プロポーザル方式及び価格競争落札方式の実施結果について

④ 石狩川上流・天塩川上流

環境整備事業推進方策検討業務

- ・予定担当技術者の業務実績を「数値化しない」とあるが、これはどのように評価しているのか。

- ・技術者の表彰実績は、個人の評価になっているのか。例えば、転職して会社が変わった場合は、どのように評価することになるのか。

- ・工事の予定技術者は基本的に1件の専任となっているが業務も同様の考えとなるのか。

- ・本工事は、品質を向上させるという観点から、現場に適した施工計画である当該工事の留意事項をより重視する「施工計画重視型」の試行工事となっているため、留意事項の配点が高得点となっている。

- ・全体の加算点を考慮し、企業の配点は低くなっている。

- ・各項目において、現場条件を考慮した課題の抽出、課題を踏まえた取組内容とその効果及び履行確認の方法で、効果が認められる記載及び確実な履行確認が可能であることを評価している。

- ・本工事は、業界の将来を担う若手技術者育成のため、主任（監理）技術者としての経験が無い者でも配置可能な若手技術者育成型の試行工事のため、評価の対象としていない。

- ・両社とも調査基準価格に満たない入札参加者となっており、施工体制審査のために追加資料の提出を求めていたが、資料提出に応じられないとの申出書が提出されたため、入札を無効としている。

- ・同種業務実績または、類似業務実績を有していなければ、不適として特定しないこととなる。

- ・個人の実績として評価しており、転職した場合でも予定技術者として申請された場合は評価している。

- ・業務においては、手持ち業務量で判断しており、契約金額が5億円以内、件数が10件以内であれば複数業務を担当することは可能である。工事の場合は専任制があるため考え方は違っている。

・的確性・実現性の評価はどのような考え方で 行っているのか。 【上記工事・業務について適切な評価と認める】	・的確性は地形、環境、地域特性などの地域特性 が適正であり、記載項目毎に着眼点・問題点・ 解決方法が適切かつ理論的に整理されている場 合に評価され、実現性に関しては、的確性で記 載された項目に対して具体的な記載と類似の実 績が記載されている場合に評価している。 以上
---	---